

2021年3月30日付TBM文書に対する反論

2021年4月2日

株式会社オルタナ顧問弁護士・下田 一郎

2020年7月6日、TBMは、東京地方裁判所に2020年4月10日にオルタナが掲載したLIMEXに関する記事（以下「本件記事」という）の削除仮処分を申立てましたが、裁判所の決定が下される直前の2021年3月29日、仮処分申立を取下げました。しかし、TBMが翌[3月30日にオンラインで公開した文書](#)（以下、「TBM文書」といいます）では、上記東京地方裁判所での仮処分申立手続きについて一切触れられておらず、また、重要な前提事実の説明を省略するなど、TBMにとって都合のよい説明に終始しているため、以下のとおり、反論、補足説明いたします。

TBM文書では、「容り法に適合しているかの判断を目的とする場合、オルタナ方式は一般的ではなく」、「本件記事の内容が明白に事実と反していることが確認されました。」と述べています。オルタナ方式とは、オルタナが一般財団法人化学物質評価研究機構（CERI）に委託し、CERIが選択したICP法を指すと思われます。

TBM文書では、そのCERIが「容り法に適合しているかの判断を目的とする場合、オルタナ方式と異なる『熱重量測定法』を用いるのが一般的である」との見解を述べたと記載しています。

しかし、上記CERIの説明は、容り法該当性について、以下に述べるTBMの見解を前提になされたものです。

まず、容り法該当性に関して、環境省、経済産業省等が定めるガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）によると、容り法該当性の判断にあたっては、「当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する」とされています。

TBMは、本ガイドラインをふまえ、容り法に該当するか否かにあたっては、規制対象となっているガラス、紙、ポリエチレンテレフタレート及びプラスチックのうち、LIMEXにおいては、有機物であるプラスチックのみを使用しているとともに、炭酸カルシウムを含む無機物を主たる材料として使用していることから、LIMEXについて容り法該当性を検証する際には、全体の重量を100%とした前提での有機物と無機物のそれぞれの重量を分析する必要があると主張しています（以下「TBM見解」といいます）。

そして、CERI としては、上記 TBM 見解を前提に、TBM 見解が依拠する全体の重量を 100%としたうえで有機物の量と無機物の量を比較するのであれば、熱重量測定法を用いるのが適していると述べたに過ぎません。

したがって TBM 文書は、容り法該当性の解釈について TBM 見解を前提にしていることに一切触れていなく、ミスリーディングな説明であると言わざるを得ません。

そもそも、TBM 見解は、環境省、経済産業省等の監督官庁が示す見解ではなく、本ガイドラインについて独自の解釈を行ったに過ぎません。

なお、TBM は、LIMEX の容り法適合性について経産省、環境省等の監督官庁から問題視されたことが無い点を主張していますが、仮に LIMEX の容り法適合性について監督官庁が容り法違反を指摘していないとしても、本ガイドラインの解釈について監督官庁が TBM 見解を正しいと認めたわけではなく、ましてや、TBM 見解のみが LIMEX の容り法適合性に関する唯一の解釈方法となるものではありません。

他方、オルタナは、本ガイドラインの解釈について環境省にヒアリングを行い、以下の趣旨の説明を受けました。

・本ガイドラインに定める素材の比較をするにあたっての「素材」とは、当該容器包装を構成する材料等をいい、特定分別基準適合物の該当性の判断にあたっては、主要な素材が判明することが必要であるものの、当該容器包装の素材が 100%判明している必要があるかについては、規定がなく、必要はないと考える。

・上記の考え方は、容器包装リサイクル法施行規則に規定された素材のうち、1 種類（プラスチック）のみが使用されている場合でも同様である。

環境省の説明要旨は上記の通りですが、そもそも、「当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する」とする本ガイドラインによると、LIMEX の容り法該当性について、全体を 100%とし、有機物と無機物のいずれの成分量が多いかにより判断するという TBM 見解よりも、環境省の説明の方が自然かつ合理的なのは明らかです。

なお、TBM 文書では、環境省の見解として、「オルタナ社の分析結果報告書で不明となっている約 10%に何が含まれるのか分からなければ、容り法上の再商品化義務の有無は判断できない」旨を記載していますが、仮にかかる説明を環境省が行ったとしても、環境省は上記報告書のみを根拠に容り法違反があったか否かという個別事案について、判断をしな

ったにすぎず、法令・ガイドラインの解釈について見解を示したものではありません。

オルタナが本件記事掲載当初から TBM に説明を求めてきたのは、TBM が環境保護や SDGs（持続可能な開発目標）を掲げるメーカーとして十分な説明責任を果たすことを望んだためです。

しかし、TBM は、自ら東京地裁に申立てた記事削除仮処分について裁判所の判断が出ることを避けながら、自己にとって都合の良い情報のみを発信し、オルタナの記事内容が明白に事実と反すると述べています。

このような TBM の姿勢は、LIMEX のユーザー、取引先、株主、その他ステークホルダーに対して十分な情報を開示しないまま、自己に都合のよい情報のみを発信するものであり、企業の社会的責任を果たしていないと言わざるを得ません。